

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月3日

【会社名】 カシオ計算機株式会社

【英訳名】 CASIO COMPUTER CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 樫尾 和宏

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区本町1 - 6 - 2

【電話番号】 03-5334-4852

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員（財務統轄部長）高野 晋

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区本町1 - 6 - 2

【電話番号】 03-5334-4852

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員（財務統轄部長）高野 晋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1 【提出理由】

2019年6月27日開催の当社第63回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき25円

配当総額 6,158,023,100円

剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月28日

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額

資本準備金64,565,597,149円のうち50,000,000,000円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を14,565,597,149円とする。

資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2019年8月31日

第3号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社移行のため、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、樫尾和宏、山岸俊之、高野 晋、樫尾哲雄及び尾崎元規の各氏を選任する。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として内山知之、千葉通子、阿部博友の各氏を選任する。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額4億円以内(うち社外取締役分年額3千万円以内)とし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まないものとする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額7千万円以内とする。

第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して支給する金銭報酬債権の総額を、第6号議案で承認可決された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額、年額4億円以内(うち社外取締役分年額3千万円以内)の枠内で年額1億円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。)とする。

第9号議案 故 代表取締役 榎尾和雄氏に対する特別功労金贈呈の件

2018年6月18日に逝去された故 代表取締役 榎尾和雄氏に対し、在任中の功労に報いるため特別功労金として2億円を贈呈する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率	決議結果
第1号議案	2,110,032	1,268	51	99.46%	可決
第2号議案	2,108,070	3,225	51	99.36%	可決
第3号議案	2,062,555	48,739	51	97.22%	可決
第4号議案					
榎尾和宏	2,100,127	11,154	51	98.99%	可決
山岸俊之	2,100,207	9,529	1,600	98.99%	可決
高野 晋	2,100,297	9,439	1,600	99.00%	可決
榎尾哲雄	2,102,446	7,290	1,600	99.10%	可決
尾崎元規	2,108,280	3,005	51	99.37%	可決
第5号議案					
内山知之	2,074,261	35,466	1,600	97.77%	可決
千葉通子	2,109,665	1,615	51	99.44%	可決
阿部博友	2,109,782	1,498	51	99.44%	可決
第6号議案	2,109,166	2,043	133	99.42%	可決
第7号議案	2,108,946	2,260	136	99.41%	可決
第8号議案	2,086,984	24,293	54	98.37%	可決
第9号議案	1,902,830	208,425	54	89.69%	可決

(注) 1. 賛成率の計算方法は次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

2. 各議案が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案、第2号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案及び第9号議案  
出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第3号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第4号議案及び第5号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以 上